

## 自転車交通管理規則（2）

我们在前一期里给大家介绍的、有关“强化自行车交通管理规则”的道路交通法修改法令实施日（法律生效日），一直到本刊截稿为止，都还没有决定下来。不过不管怎样，此法令终将于 6 月 20 日以前生效。

在这一期里，我们打算首先给大家介绍一下修改后的法令，对自行车违反交通规则，主要将处以怎样的惩处。

### 针对自行车违反交通规则的惩处

- ◇禁止酒后骑车（即使是自行车，也禁止在酒后骑乘）  
违者将被处以三年以下的徒刑或五十万日元以下的罚款。
- ◇闯红灯  
闯红灯者将被处以三个月以下的徒刑或五万日元以下的罚款
- ◇放开双手骑车、扭来扭去地骑车、路上赛车  
违者惩处同上
- ◇违反规定不在机动车道最左边骑行  
违者惩处同上
- ◇骑车时禁止打伞及打手机  
违者将被处以五万日元以下的罚款
- ◇不执行夜间骑车须开前灯以及安装反射器具的义务（即所谓无灯驾驶）  
违者将被处以五万日元以下的罚款（开尾灯者除外）
- ◇禁止一车二人骑行（但满十六岁以上者载乘一名坐在安装有幼儿座椅、年龄不满六岁者；或用婴儿背带等工具牢牢背负一名不满四岁者，除外）违者将被处以二万日元以下的罚款
- ◇禁止并排齐行（无论骑车人间有着怎样亲密的关系，都禁止并排齐行）  
违者惩处同上

## 自転車の交通ルール（2）

前号でお知らせした「自転車の交通ルールの厳格化」に係る改正道路交通法の施行日（効力が発生する日）は、本原稿執筆時点でも依然として決定されていませんが、いずれにしても本年 6 月 20 日までには施行されることとなっています。

今号では、改正後の自転車の交通違反に対する罰則のうち主なものをまず、ご紹介いたします。

### 自転車の交通違反に対する罰則

- ◇酒気帯び運転等の禁止（自転車でもお酒を飲んで運転してはいけません）  
3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- ◇信号無視  
3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金
- ◇手放し運転・シグザグ運転・競争  
同上
- ◇車道の左側通行違反  
同上
- ◇傘・携帯電話等を持つての運転の禁止  
5 万円以下の罰金
- ◇夜間の前照灯、反射器材等の装着義務違反（いわゆる「無灯火運転」のこと）  
5 万円以下の罰金（尾灯をつけていた場合を除く）
- ◇2 人乗り等の禁止（ただし、16 歳以上の者が 6 歳未満の幼児 1 人を幼児用座席に乗せ、又は、4 歳未満の者を背負いひも等で確実に緊縛している場合を除く）  
2 万円以下の罰金又は料
- ◇並進の禁止（いくら仲が良くても、横に並んで走ってはいけません）  
同上

### その他の注意事項

- 1 自転車通行可の道路標識のある歩道を通行することができます。歩道を通行するときは、

## 其它各注意事项

- 1 有允许自行车通行标志的人行道，是允许自行车通行的。走人行道时，要沿着靠近车道的部分徐行，在可能影响步行者通行时，要暂时停止骑乘。
- 2 若因步行者挡了自行车的路而按响车铃，也属于违法行为。只是，限于为了避免危险发生而不得不按铃时，不属于违法行为。
- 3 迄今为止，机动车道基本上不具备自行车的行驶环境 — 自行车专用车道。因此，在机动车道或人行道上，将自行车道以不同的颜色分示出来，便成了当务之急。然而在那些无法分出自行车道的窄路上，骑车人应按照指示下车推着自行车通行。(K)

- 車道よりの部分を徐行運転し、歩行者の通行をさまたげそうなときは、一時停止します。
- 2 歩行者がじゃまなのでベルをならすことも違反になります。ただし、危険を防止するためにやむを得ないときはこの限りではありません。
- 3 自転車の走行環境については、これまで道路上に自転車専用のレーンはほとんどありませんでした。そこで、車道や歩道に、色分けされた自転車専用レーンを設けることが緊急対策となっています。そのためのスペースがない道路では、自転車から降りて歩道を歩きながら通行するよう指導されます。(K)